

関市告示第42号

関市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱を次のように定める。

令和6年2月13日

関市長 山下 清 司

関市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この告示は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第118条第1項の規定に基づく都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第118条第1項の規定による推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所、生年月日及び略歴を記載した書類
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書類並びに事務分担を記載した書類
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 都市再生法人に指定される以前のまちづくり活動の実績を記載した書類
- (8) 推進法人として活動を予定する地域を示す図面
- (9) 法第119条各号に規定する業務に関する計画書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定の基準等)

第3条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第118条第1項の規定により、当該申請者を推進法人として指定するものとする。

- (1) まちづくりの推進を活動の目的としていること。
- (2) 関市内に事務所を有し、市内でまちづくり活動を行っていること。
- (3) 業務を適正かつ確実に行うために必要な組織体制及び人員体制並びに必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有していること。
- (4) 業務を行うに当たって関係行政機関や活動地域内の他の民間組織等と十分な連携と調整を図ることができることと認められること。
- (5) 関市暴力団排除条例（平成24年関市条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が所属していないこと。

2 市長は、申請者を推進法人として指定したときは、都市再生推進法人指定書（別記様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（名称等の変更）

第4条 法第118条第3項の規定による変更の届出は、都市再生推進法人名称等変更届出書（別記様式第3号）により行うものとする。

2 推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ都市再生推進法人業務変更届出書（別記様式第4号）を市長に提出するものとする。

（事業の報告）

第5条 推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

（委任）

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和6年2月13日から施行する。